

## エステティック等に関する現行の規定

(昭和41年9月30日41衛公環発第382号厚生省環境衛生局環境衛生課長あて 東京都衛生局公衆衛生部長照会)

このことについて、従来、本都としては美容師法第2条の定義中、容姿とは主として首から上部、マニキュアおよびペディキュアと限定して解釈し法を運用してきたが、最近全身美容と称し一般の美容室に附属する全身美容室を設け、或いは全身美容のみを専門として営業する者が多数であるので、前記定義を全身を含むものとして解釈してよろしいかどうか至急ご回答をお願いします。

なお、全身美容の営業内容は化粧品等を使用して全身に対する作業を行い、或いはむし風呂、白湯、牛乳、レモン風呂等入浴施設を設け、美顔術と併用して全身のマッサージ等を行なうものである。

(昭和42年2月16日環衛第7030号東京都衛生局公衆衛生部長あて厚生省環境衛生局環境衛生課長回答)

美容師法第2条第1項に規定する「美容」は、「パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法」によるものに限られており、この「等」に含まれる方法も例示の趣旨に照らして、当然に一定の限界があると解すべきである。すなわち、例示の方法は通常首から上の容姿を美しくするために用いられるものであり、それが多少拡張される場合にもマニキュア、ペディキュア程度にとどまるものと解すべきである。したがって、御照会のようないわゆる全身美容を目的とする行為はその方法または対象が前記とは著しく異なるものであつて、現行の美容師法における「美容」には該当しないと解する。

なお、全身美容の目的をもつて入浴施設を備え多数人を反覆継続して入浴させるときは当該営業について公衆浴場法の適用があることを申し添える

(昭和55年12月9日衛第297号厚生省環境衛生局長あて千葉県衛生部長照会)

理容師法第1条第1項に規定する理容の行為及び美容師法第2条第1項に規定する美容の行為の範囲については、昭和53年12月5日付け環指第149号により通知されているところではありますが、このたび理容所内に「美顔コーナー」を設置し、理容師が客の性別、頭髪の刈込、顔そり等の施術に関係なく料金2000円を徴して、美顔器具を用い美顔の施術(マッサージ等別添資料)を行いたい旨の照会があつた。本行為は、美容師法第2条第1項に規定する範囲に含まれ、理容師法第1条第1項に規定する範囲に含まれないと解釈しておりますが、左記事項につき回答くださるようお願いいたします。

### 記

- 1 「美顔施術」は、理容師法の範囲に含まれるか。
- 2 「美顔施術」は、美容師法の範囲に含まれるか。
- 3 「美顔施術」が、理、美容師法のいずれかの範囲に含まれる場合は、その判断はどのようにするか。

(昭和56年4月25日環指第77号千葉県衛生部長あて厚生省環境衛生局指導課長回答)

いわゆる美顔施術(医療行為又は医療類似行為である場合を除く。)については、当該施術が容姿を整え、又は美しくするために化粧品又は医薬部外品を用いる等業を行うに当たつて公衆衛生上一定の知識を必要とするような場合には、理容師法又は美容師法の対象となる。個々の施術が、理容に当たるか美容に当たるかは、その行為の目的、形態等に照らして判断すべきものである。

なお、いわゆる美顔施術であつても、当該施術が簡易なマッサージ、膚の汚れ落とし程度のものである場合には、理容師法及び美容師法のいずれの対象ともならない。

## 第4 施設及び設備に関すること

### 1 校舎の配置について

校舎である建物は、原則、同一構内とされているが、近年、別の敷地に設置する場合があります、どのような場合であれば基準に適合すると判断するのかの基準を明確にする必要があるのではないか。

#### 【現行制度】

施設及び設備は、原則として同一構内にあつて、それらが有機的関連性をもって配置され、その構造設備は堅ろうで、学習上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。

（平成10年省令・通知）

（参考 別紙のとおり）

#### 【調査の概要】〔(資料2) 調査結果 P63、P133〕

##### ① 指導状況

「同一敷地内に整備するよう指導」している厚生局2件（25.0%）、都道府県7県（33.3%）、「やむを得ない場合は分設を認める」と指導している厚生局5件（62.5%）、都道府県9件（42.9%）

##### ② 養成施設の状況

「同一校内に設置」321件（92.8%）、「分設して設置」18件（5.2%）

#### 【ポイント】

どういった場合に、分設を認める必要があるか。

#### 【検討の方向】

施設及び設備は同一構内にあることを原則とするが、定員の増加により校舎の増設等を行わなければ対応できない場合において、

① 建物又は施設設備の増築が法令の規定により制限又は禁止される場合

② カリキュラム上支障がないこと

③ 生徒に過度の負担がかからないこと

等やむを得ない場合に限り、分設を認める旨を明確にする方向で検討を進めてはどうか。

#### 【参考】

##### ① 他資格制度

ア 原則として同一構内としているもの（調理師）

イ 原則として同一構内とするが、やむを得ない場合は分設を認めているもの（栄養士）

ウ 敷地、校舎の位置及び環境が、教育上適切であることとしているもの

（義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、視能訓練士、診療放射線技師、理学療法士、臨床工学技士）

##### ② 専修学校（専修学校設置基準）

ア 専修学校の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室（講義室、演習室、実習室等とする。）、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない。

イ 専修学校の校舎には、前項の施設のほか、なるべく図書室、保健室、教員研究室等を備えるものとする。

ウ 専修学校は、目的に応じ、実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。

(第4 施設及び設備に関すること)

養成施設の構造設備基準

一般事項	<p>○学習上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。</p> <p>○施設及び設備は、原則として同一構内であって、それらが有機的関連性をもって配置され、その構造は堅ろうであって、学習上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。</p> <p>○施設及び設備は、原則として設立者が所有するものであること。</p>
校舎	<p>○教員室、事務室、消毒室、図書室、同時に授業を行う学級の数を超えない数の専用の普通教室及び適当な数の専用の実習室を備えているものであること。</p>
普通教室	<p>○普通教室の面積は、生徒1人当たり1.65平方メートル以上であること(ろう学校24.75平方メートル以上)。</p> <p>○教室は、特に採光、照明、換気、防災等危害予防に十分配慮されたものであること。</p> <p>○夜間課程の授業を行う教室の机及び黒板面の照度は、150ルクス以上であること。</p>
消毒室	<p>○消毒室の面積は、6.61平方メートル以上であること。</p>
実習室	<p>○実習室の面積は、生徒1人当たり1.65平方メートル以上であること(ろう学校24.75平方メートル以上、矯正施設49.5平方メートル以上)。</p>
備品	<p>○学習上必要な機械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品は、別表1及び2を標準として整備すること。</p>

## 2 消毒室の設置について

養成施設においては消毒室を設けることとしているが、器具の消毒に関する授業を実習室で行っている養成施設が多いことから、別途、消毒室を設ける必要がないのではないか。

### 【現行制度】

- ① 校舎は、教員室、事務室、消毒室、図書室、同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室及び適当な数の専用の実習室を備えているものであること。〈平成10年省令〉
- ② 養成施設には、6.61平方メートル以上の消毒室を有すること。〈平成10年省令〉

### 【調査の概要】〔(資料2) 調査結果 P64、P134〕

- ① 消毒室での授業の実施は、「消毒室内」46件(13.0%)、「実習室内」285件(80.3%)
- ② 「消毒室で行う必要がある」66件(18.6%)、「消毒室で行う必要はない」263件(74.1%)
- ③ 「消毒室で行う必要がある」66件の理由は、「安全面の管理」6件(9.1%)、「衛生的な実施」5件(7.6%)
- ④ 「消毒室で行う必要はない」263件の理由は、「手狭である」68件(25.9%)、「実習室の方が効果的」32件(12.2%)

### 【ポイント】

- ① 消毒室を実習室とは別に設ける必要性は何か。
- ② 実習室において、消毒の授業を実施することは可能か。

### 【検討の方向】

消毒の授業を実習室において適正に実施できること及び消毒薬等の安全な保管を別途義務付けることを前提として、消毒室の設置の義務付けを廃止する方向で検討を進めてはどうか。

### 【参考】

- ① 実習室の面積は、生徒1人当たり1.65平方メートル以上であること。〈平成10年省令〉

### 3 学習上必要な備品（実験器具等）の見直しについて

学習上必要とされる実験器具は、標準的に整備する品目の例が示されているが、現在、使用することがない器具が見受けられることから、見直す必要があるのではないか。

#### 【現行制度】

- ① 学習上必要な機械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品を有するものであること。〈平成10年省令〉
- ② 学習上必要な機械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品は、別紙を標準として整備する。〈平成10年通知〉（詳細は別紙のとおり）

#### 【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P65、P135〕

「必要のない備品がある」157件（44.2%）、「必要であるにもかかわらず規定されていない備品がある」37件（10.4%）

#### 【検討の方向】

学習上必要な実験器具の各品目について現状に合わせ見直しを行う。

#### 【参考】

- ① 他資格制度  
多くの資格制度において、機械器具、標本及び模型について、器具名を明記し、それらを（標準として）有することとしている。
- ② 専修学校  
目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。〈専修学校設置基準〉

(第4-3 学習上必要な備品(実験器具等)の整備)

学 習 上 必 要 な 備 品 等

普通教室	生徒用椅子及び机 1教室につき定員と同数以上
実習室	<p>理容用椅子 同時に授業を行う定員の2分の1以上</p> <p>実験器具 1実習室につき一式</p> <p>視聴覚機器 1実習室につき一式</p> <p>顕微鏡 1実習室につき1台以上</p> <p>人体模型 1実習室につき1台以上</p>
標準とする器具	<p>1 物理化学関係用</p> <p>(1) 光関係実験器具 プリズム、凹面鏡、凸面鏡、凸レンズ、凹レンズ、光学実験用光源、その他光学実験用器具、色彩表、視力表</p> <p>(2) 波動関係実験器具 波動伝導に関する実験器具、オシロスコープ</p> <p>(3) 電気関係実験器具 テスター、積算電力計、小型発動機、小型電動機、可変変圧器、可変抵抗器、蓄電池及び充電器、電気抵抗発熱試験器具、磁石と磁針、蛍光灯(原理の説明に使用できるもの)、静電気の実験用具</p> <p>(4) 力学関係実験器具 力の釣り合いの実験器具(支持台、天秤、錘、滑車等)、槌子の原理の実験器具、弾性の実験器具(伸び、縮み、曲げ、捻れ等)</p> <p>(5) 熱関係実験器具 温度計、金属・液体・気体の膨張実験器具、放射熱・熱伝導の実験器具、バイメタル温度計</p> <p>(6) 化学関係実験器具 pHメーター、pH指示薬、比重計、ブンゼンバーナー、実験用各種スタンド類、蒸留水製造器一式(ガラス製冷却器、フラスコ、冷却水循環ポンプ、ガラス管、ゴム管、ゴム栓等)、化学実験用器具一式(実験用化学薬品を含む)、原子・分子構造模型電池・電気分解実験器具</p> <p>2 保健、衛生管理、皮膚科学、消毒関係用</p> <p>(1) 消毒関係実験器具 消毒薬一式、リットル枡、メスシリンダー、フラスコ、コルベン、ビューレット、ピペット、試薬ビン、ロート、シャーレ、試験管、理学的消毒器等</p> <p>(2) 皮膚関係実験器具 皮膚・毛髪組織の模型、皮膚・毛髪顕微鏡用プレパラート、主な皮膚・毛髪疾患の模型</p> <p>(3) 環境その他の実験器具 寒暖計、湿度計、気圧計、照度計、室内用風力計、空気成分試験器</p>
標準とする視聴覚機器	視聴覚機材 スライドプロジェクター、オーバーヘッドプロジェクター、映写スクリーン、VTR装置一式、教材用ビデオ等
標準とする図書	図書 教育上必要な専門図書及び学術雑誌

## 第5 申請等に関すること

### 1 都道府県の法定受託事務の見直しについて

法定受託事務として都道府県知事が行う理容師・美容師養成施設の指定等に必要な調査に関する事務は、地方厚生局が設置される以前に創設された規定であり、地方厚生局が設置された現在、それらの事務を地方厚生局で行うようにする必要があるのではないか。

#### 【現行制度】

- ① 理容師養成施設又は美容師養成施設の指定に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。(昭和22、32年法)
- ② 理容師法及び美容師法の規定により都道府県知事が行うこととする事務は、次のとおりとする。(昭和28、32年政令)
  - ア 理容師・美容師養成施設の指定を行うに必要な調査に関する事務
  - イ 指定を受けた理容師・美容師養成施設に関する指定取消理由の有無の調査に関する事務

#### 【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P66、P136〕

- ① 委託・実施の状況  
「すべて都道府県に委託」している厚生局6件(75.0%)、「すべて又は一部受託」している都道府県34件(72.3%)
- ② 委託・受託の内容
  - a 厚生局では、「施設・設備の確認6件(100.0%)」、「指定に必要な報告」2件(33.3%)
  - b 都道府県では、「施設・設備の現地確認」18件(52.9%)、「計画書の事前チェック」7件(20.6%)
- ③ 厚生労働大臣の事務とすること
  - ア すべて47件(100.0%)の都道府県が「賛成」し、理由は、「指定は国が実施」が17件(36.2%)
  - イ 「問題がある」は、厚生局3件(37.5%)、都道府県2件(4.3%)

#### 【ポイント】

- ① 地方分権が推進されている中、国が行う事務に引き上げるには、十分な理屈が必要ではないか。
- ② 地方厚生局における事務が増加することとなり、迅速な指定事務が行われなくなるのではないか。
- ③ 養成施設の指定又は指定の取消しに当たって、都道府県との連携は必要ないか。

#### 【検討の方向】

以下の方向で検討を進めてはどうか。

- ① 理容師法施行令第1条及び美容師法施行令第1条を削除し、都道府県知事の関与を無くし、厚生労働大臣が行う事務に位置付ける(法的な整理が困難な場合であっても、実質的に都道府県知事の関与を無くし、厚生労働大臣が行う事務とする。)
- ③ 都道府県に対し、指定等の状況に関する情報提供を行う等、引き続き連携を図る。

#### 【参考】

- ① 養成施設の指定の関する事務
  - ア 都道府県が処理する事務

(ア) 理容師法

第4条 前条第3項に規定する理容師養成施設の指定に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(イ) 美容師法

第4条 (略)

5 第3項に規定する美容師養成施設の指定に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

イ 事務の区分

(ア) 理容師法施行令

第6条 第1条の規定により都道府県が処理することとされてる事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する法定受託事務とする。

(イ) 美容師法施行令

第6条 第1条の規定により都道府県が処理することとされてる事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する法定受託事務とする。

ウ 法定受託事務

(ア) 地方自治法

第2条 (略)

9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

(イ) 地方自治法施行令

第1条 政令に定める法定受託事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項に規定する法定受託事務をいう。）で同条第10項の政令に示すものは、第一号法定受託事務（同条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務をいう。第225条において同じ。）にあつては別表第1の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務（同法第2条第9項第2号に規定する第二号法定受託事務をいう。第226条において同じ。）にあつては別表第2の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりである。

別表第一（第一号法定受託事務（第1条関係））

理容師法施行令（昭和28年政令第232号）

第1条の規定により都道府県が処理することとされている事務

美容師法施行令（昭和32年政令277号）

第1条の規定により都道府県が処理することとされている事務



## 平成18年度生活衛生行政に関する要望について

平成18年11月24日  
十三大都道府県環境衛生関係主管課長会議

当会議は、全国の政令指定都市又は特別区を有する下記都道府県が、地方自治体における環境衛生行政の適正な推進に資するため、共通の行政課題について協議し、各都道府県の抱える諸問題の解決を図る場として、年1回定例会議を開催しているものです。

今年度の会議は平成18年11月7日に開催し協議した結果、国に対する共通の要望事項として、別紙のとおり要望することが決議されました。

つきましては、趣旨をご配慮の上、要望事項について御検討くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 〔構成員〕

北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県

#### (別紙)

### 平成18年度 生活衛生行政に関する要望書

#### 1 理容師養成施設及び美容師養成施設に対する指導について

理容師養成施設及び美容師養成施設に対する指定については国に権限があり、平成13年1月の省庁再編により、本省から地方厚生局に移管されたところですが、養成施設の指定に係る調査等や指定内容の変更届等の事務が、国と都道府県に分かれており、養成施設側にとって、届出等の事務が複雑になっているところです。

今後、地方厚生局の体制をより充実させ、これまで都道府県が行っていた養成施設への指導の水準を維持・向上されるとともに、養成施設に関する事務について、できるだけ速やかに、国において一元的に実施されますよう要望します。

## 2 養成施設に対する指導監督について

養成施設に対する指導監督については、これまで通知により各都道府県から指導をしていたが、地方厚生局が設置され、報告の徴収及び指示の権限をもたせたことから、地方厚生局が主体となり実施する必要があるのではないか。

### 【現行制度】

- ① 報告の徴収及び指示（平成10年省令）
  - ア 厚生労働大臣は、指定養成施設につき必要があると認めるときは、その設立者又は長に対して報告を求めることができる。
  - イ 厚生労働大臣は、指定養成施設の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他が適当でないと認めるときは、その設立者又は長に対して必要な指示をすることができる。
- ② 都道府県においては、指定取消理由の有無の調査に基づく過去の通知により、養成施設の指導監督を実施している。

### 【調査の概要】〔資料2〕調査結果P68、P138〕

- ① 「指導監督を行っている」都道府県は21件（44.7%）
- ② 立入検査に関する厚生局と都道府県の連携
  - ア 「厚生局と都道府県が連携をとり合同で実施している」は厚生局4件（50.0%）、都道府県7件（33.3%）
  - イ 「連携はとっているが合同で実施していない」は厚生局2件（25.0%）、都道府県3件（14.3%）
  - ウ 「連携をとらず、単独で実施」は、厚生局1件（25.0%）、都道府県5件（23.8%）
- ③ 立入検査の実施計画
  - ア 厚生局は、「3年計画」3件（37.5%）、「4年計画」1件（12.5%）、「5年計画」3件（37.5%）
  - イ 都道府県は、「1年計画」4件（19.0%）、「2年計画」1件（4.8%）、「3年計画」2件（9.5%）、「6年以上の計画」1件（4.8%）
- ④ 厚生労働大臣の事務とすること
  - ア すべて21件（100.0%）の都道府県が「賛成」し、その理由は、「指定及び取消しは厚生労働大臣」11件（52.4%）、「国が一元的に実施するべき」10件（47.6%）。
  - イ 「問題がある」は、厚生局3件（37.5%）、都道府県2件（9.5%）
- ⑤ 厚生局と都道府県の連携  
「連携が必要」は厚生局7件（87.5%）、都道府県6件（26.6%）

### 【ポイント】

- ① 厚生局のみが行うことにより、従来の指導監督の質（例えば、立入検査の頻度等）が低下するのではないか。
- ② 都道府県と引き続き連携を図って行う必要があるか。

### 【検討の方向】

地方厚生局が養成施設の指導監督を行うことを基本とし、必要に応じた情報の交換等、都道府県と連携を図りながら実施する方向で検討を進めてはどうか。

### 【参考】

- ① 他資格制度  
他の資格制度においても、厚生労働大臣又は地方厚生局長が指示をすることができ

るとされている。

② 専修学校

大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事は、当該学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定又は都道府県の教育委員会若しくは都道府県知事の定める規定に違反したときは、その変更を命ずることができる。〈学校教育法〉

### 3 届出事務の整理について

養成施設の教員の変更の届出等、その変更する内容によって、届出先を厚生労働大臣又は都道府県知事としているが、指導監督の見直しと併せ、都道府県知事あての届出を厚生労働大臣への届出に変更する必要があるのではないか。

#### 【現行制度】（詳細は別紙のとおり）

- ① 都道府県知事及び厚生労働大臣への届出  
指定養成施設の設立者は、養成施設の名称等に変更が生じたときは、その旨を記載した届出書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事及び厚生労働大臣に提出しなければならない。（平成10年規則・通知）
- ② 都道府県知事への届出  
指定養成施設の設立者は、教員の氏名及び担当課目等に変更が生じたときは、その旨を記載した届出書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならない。（平成10年規則・通知）

#### 【調査の概要】〔(資料2) 調査結果 P71、P140〕

- ① 厚生労働大臣に対する届出に変更することについて、「問題なし」としている厚生局5件（62.5%）、都道府県42件（89.4%）
- ② 「問題がある」は、厚生局3件（37.5%）、都道府県5件（10.6%）

#### 【ポイント】

地方厚生局の事務の増となり、迅速な指導が困難となるのではないかと。

#### 【検討の方向】

養成施設の指定に関する事務は厚生労働大臣とされていることから、教員の変更に伴う氏名の届出等、都道府県知事のみで届出られていたものを厚生労働大臣への届出に変更する方向で検討を進めてはどうか。